

社会福祉法人ほっと福祉記念会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほっと福祉記念会（以下「法人」という。）定款第8条、第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における役員等とは、法人の理事、監事、評議員、事務局長（職員を除く）をいう。

(理事長及び事務局長の報酬)

第3条 役員等のうち、理事長及び事務局長（職員を除く）に報酬を支給する。

- 2 報酬は、年次報酬とする。
- 3 年次報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。
- 4 別表1の額は常勤の場合とし、非常勤の場合は、勤務実態に即して支給する。
- 5 理事長が法人事務局長を兼務する場合は、理事長報酬のみとする。

(理事、監事、評議員の報酬)

第4条 理事（理事長及び職員を除く）、監事、評議員が、理事会、監事監査及び評議員会に出席した場合は、別表2に定める報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 職員の役員等の報酬については、法人の給与支給方法の例による。

- 2 理事（理事長及び職員を除く）、監事及び評議員については、理事会、監事監査及び評議員会開催日に支給する。

(旅費)

第6条 役員等（職員を除く）が法人の業務のため旅行したときは、法人の旅費規程により支給する。ただし、日当については別表3に定める額を支給する。

(弔慰金)

第7条 役員等及び役員等の親族等が死亡したときは、慶弔規程第4条により弔慰金を支給する。

別表 1

区分	年次報酬の額
理事長	7,000,000円
法人事務局長	6,000,000円

別表 2

区分	会議等1回当たりの額
理事	7,000円
監事	7,000円
評議員	7,000円

※所得税を含まない額とする。

別表 3

地域	日当額
県外	5,000円
1,500円の地域を除く県内の市町村	3,000円
須賀川市・鏡石町・玉川村・天栄村・小野町 田村市・三春町・本宮市・二本松市・大玉村	1,500円

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日以後最初に招集される定時評議員会の決議のあった日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。